



市 章

大津市公報

平 成 30 年 3 月 1 日
号 外 (第 8 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 5 大津市特殊標章及び身分証明書の交付に関する規則..... 1
- 6 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 8
- 7 大津市立児童館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 8
- 8 大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則..... 8

企 業 局 管 理 規 程

- 1 大津市下水道条例施行規程の一部改正.....10

消 防 局 訓 令

- 1 大津市消防職員に対する特殊標章及び身分証明書の交付に関する規程.....11

規 則

大津市特殊標章及び身分証明書の交付に関する規則を公布する。

平成30年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 5 号

大津市特殊標章及び身分証明書の交付に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第158条第 2 項の規定に基づく特殊標章(同条第 1 項に規定する特殊標章をいう。以下同じ。)及び身分証明書(同条第 1 項に規定する身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特殊標章の種類等)

第 2 条 特殊標章の種類は、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

- 2 特殊標章の表示方法及び形状は、別表に定めるとおりとする。

(職員に対する特殊標章の交付)

第 3 条 市長は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第 1 条に規定する武力攻撃事態等をいう。)において、市職員(消防職員を除く。)で国民保護措置(国民保護法第16条の規定に基づき市が実施する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。)に係る職務を行うものに対して腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、国民保護措置に係る職務の内容を勘案して必要と認めるときは、武力攻撃事態等でない場合においても、前項に規定する者に対して腕章等を交付することができる。

- 3 市長は、前 2 項の規定により腕章等を交付する場合において、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため必要と認めるときは、旗又は車両章(以下「旗等」という。)を併せて交付するものとする。

(職員以外の者に対する特殊標章の交付)

第 4 条 次に掲げる者は、武力攻撃事態等において、市長に対し特殊標章の交付を申請してその交付を受けることができる。

市から委託を受けて国民保護措置に係る業務を行う者

市が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- 2 前項の申請は、特殊標章交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出して行うものとする。

- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、特殊標章を交付することが適当であると認めるときは、当該申請を行った者に対し、特殊標章を交付するものとする。

(特殊標章の特例交付)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、市長は、人命救助等のために特に緊急を要すると認めるときは、申請によら

ずに同条第 1 項に掲げる者に対し、特殊標章を交付することができる。

(特殊標章の再交付)

第 6 条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(様式第 2 号)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定に基づき汚損又は破損により特殊標章の再交付を受ける者は、前項の申請の際、当該汚損又は破損した特殊標章を市長に返納しなければならない。

(訓練における使用)

第 7 条 市長は、国民保護措置についての訓練を実施する場合において必要と認めるときは、第 3 条第 1 項に規定する者及び第 4 条第 1 項に掲げる者に対し、特殊標章を貸与することができる。

(身分証明書の交付)

第 8 条 市長は、第 3 条から第 5 条までの規定により特殊標章を交付した者に対し、身分証明書(様式第 3 号)を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第 9 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第 10 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、速やかに市長にその旨を申し出て、身分証明書の再交付を受けなければならない。身分証明書の記載事項に変更があった場合も、同様とする。

2 前項の規定に基づき汚損又は破損により身分証明書の再交付を受ける者は、前項の申出の際、当該汚損又は破損した身分証明書を市長に返納しなければならない。

(有効期間)

第 11 条 身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況、交付の対象となる者が従事する国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等を勘案し、その都度市長が定める。

(特殊標章等に係る台帳の整備)

第 12 条 市長は、特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付するときは、様式第 4 号の規定による台帳にその旨を記録しなければならない。

(特殊標章等の保管)

第 13 条 市長は、特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管しなければならない。

(返納)

第 14 条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を使用する必要がなくなったとき、又は市長が返納を求めたときは、これを返納しなければならない。

(禁止事項等)

第 15 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 旗等により場所等を識別させる場合にあっては、当該場所等を専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用しなければならない。

(周知)

第 16 条 市長は、特殊標章等の交付を受ける者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、特殊標章等の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

区 分	表示方法	形 状
腕章	左腕に表示	
帽章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示	
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示(船舶にあっては、掲揚又は表示)	
車両章	車両にあっては両側面及び後面、航空機にあっては両面側に表示	

備考

- 1 特殊標章の地の塗色は橙色、正三角形の塗色は青色とする。
- 2 特殊標章の表面の右下に登録番号を付すものとする。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

特殊標章交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

私は、大津市特殊標章及び身分証明書の交付に関する規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり特殊標章の交付を申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
------------------------	-----------------------

申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail：	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>写 真</p> <p>縦 4 cm × 横 3 cm</p> </div>
--	--

識別のための情報			
身 長：	cm	眼 の 色：	
頭 髪 の 色：	血 液 型：	(R h 因 子)	

特殊標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する特殊標章の数等

(交付者使用欄)	
資 格：	
証明書番号：	交付等の年月日：
有効期間の満了日：	
返納日：	

様式第 2 号 (第 6 条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申 請 者

住 所 _____ (電話 _____)

氏 名 _____ 印

1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号

2 紛失(破損等)年月日

3 紛失の状況(破損等の理由)

4 その他必要な事項

様式第 3 号 (第 8 条関係)

表面

	大津市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名 / Name		
生年月日 / Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、 1949年 8 月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年 8 月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛 争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書) によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
交付等の年月日 / Date of issue	証明書番号 / No. of card	
交付者の署名 / Signature of issuing authority		
有効期間の満了日 / Date of expiry		

裏面

身長 / Height	眼の色 / Eyes	頭髪の色 / Hair
その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information:		
血液型 / Blood type		
所持者の写真 / PHOTO OF HOLDER		
印章 / Stamp	所持者の署名 / Signature of holder	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 7 番とする。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
平成30年3月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第6号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第11号」を「第12号」に、「第12号から第42号まで」を「第13号から第43号まで」に改め、第42号を第43号とし、第35号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、同条第34号中「第20号及び第25号」を「第21号及び第26号」に改め、同号を同条第35号とし、同条中第11号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

消防局仮眠用寝具

第21条の3第2項第1号中「前条第12号」を「前条第13号」に改め、同項第2号中「前条第13号」を「前条第14号」に改め、同項第3号中「前条第15号」を「前条第16号」に改め、同項第4号中「前条第17号」を「前条第18号」に改め、同項第5号中「前条第39号」を「前条第40号」に改め、同条第3項中「前条第40号から第42号まで」を「前条第41号から第43号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立児童館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成30年3月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第7号

大津市立児童館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立児童館の管理運営に関する規則(平成24年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第3条第1号を次のように改める。

日曜日及び月曜日

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成30年3月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第8号

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大津市印鑑条例施行規則(昭和45年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「永久」を「永年」に改める。

「

男・女	年 月 日生
-----	--------

」を「

年 月 日生

」に改め、

「

係長		主任		点検		入力		受付	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

」を削る。

様式第2号中「性別：男・女」を削る。

「
様式第 5 号中 男・女 年 月 日生 を 年 月 日生 に改め、
」

「
係長 主任 点検 作成 受付 を削る。
」

「
様式第 6 号中 男・女 年 月 日生 を 年 月 日生 に改め、
」

「
係長 主任 点検 入力 受付 を削る。
」

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号 (第 12 条関係)

印鑑登録証明書 交付申請書

(宛先) 大津市長

申請日

年 月 日

申 請 者 方	窓 口 に 来 ら れ た 方	住 所 Address	電話番号 ()	
	フリガナ 氏 名 Name	生年月日 Date of Birth	年 月 日	
申請者の印鑑登録証明書が必要な場合に記入してください。		印鑑登録証の登録番号 ()	必要通数 通	

申請者以外の方の印鑑登録証明書が必要な場合は、次の欄を記入してください。

印鑑登録証の登録番号 ()	必要通数 通	住 所 Address	申請者と同じ 大津市
		氏 名 Name	
		生年月日 Date of Birth	年 月 日
印鑑登録証の登録番号 ()	必要通数 通	住 所 Address	申請者と同じ 大津市
		氏 名 Name	
		生年月日 Date of Birth	年 月 日
印鑑登録証の登録番号 ()	必要通数 通	住 所 Address	申請者と同じ 大津市
		氏 名 Name	
		生年月日 Date of Birth	年 月 日

注意 印鑑登録証明書が必要な方の印鑑登録証を必ず提示してください。提示がない場合又は印鑑登録している方の住所、氏名若しくは生年月日に誤りがある場合は、印鑑登録証明書を交付できません。

様式第 8 号中

生 年 月 日

性 別

を

生 年 月 日

に改める。

附 則

- この規則は、平成30年 3 月12日から施行する。
- 改正前の大津市印鑑条例施行規則様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 5 号から様式第 7 号までの規定による申請書等は、改正後の大津市印鑑条例施行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

企 業 局 管 理 規 程

大津市下水道条例施行規程(平成22年企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

別表第1中「21立方メートル」を「22立方メートル」に、「26立方メートル」を「24立方メートル」に、「33立方メートル」を「28立方メートル」に、「40立方メートル」を「33立方メートル」に改め、同表備考の欄を次のように改める。

世帯員の数が6人を超える場合は、33立方メートルに世帯員の数が6人を超える1人ごとに5立方メートルを加算した水量を1か月当たりの使用水量とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この規程の施行の日以後にする水道水以外の水の使用水量の認定について適用し、同日前にした水道水以外の水の使用水量の認定については、なお従前の例による。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第1号

大津市消防職員に対する特殊標章及び身分証明書の交付に関する規程を次のように定める。

平成30年3月1日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

大津市消防職員に対する特殊標章及び身分証明書の交付に関する規程

大津市消防職員に対する武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第158条第2項の規定に基づく特殊標章及び身分証明書の交付については、大津市特殊標章及び身分証明書の交付に関する規則(平成30年規則第5号)の例による。

附 則

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。